

保護者のみなさまへ

保育料の未納分を児童手当から徴収します（特別徴収）

保育料を納期限内に納付されている方と納付されていない方の利用者負担の公平性を確保するため、保育料の未納分について、河南町から支払う児童手当から徴収します（特別徴収といいます）。

記

対象者：令和8年度の保育料等のうち、2カ月分以上の未納がある方

特別徴収の対象となった場合、特別徴収の旨を文書で通知します。

児童手当は、未納分へ充当後の差額分が支給されます。

児童手当 支払月	令和8年 8月払		令和8年 10月払		令和8年 12月払		令和9年 2月払		令和9年 4月払		令和9年 6月払	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
児童手当 支払対象 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
保育料 特別徴収 対象月	4月利用分 から 5月利用分 のうち 未納分		4月利用分 から 7月利用分 のうち 未納分		4月利用分 から 9月利用分 のうち 未納分		4月利用分 から 11月利用分 のうち 未納分		4月利用分 から 1月利用分 のうち 未納分		4月利用分 から 3月利用分 のうち 未納分	

※ 特別徴収の対象となるのは、「未納が生じている児童分の児童手当」のみが対象となります。

（きょうだい等、他の受給児童分の児童手当は対象となりません）

※支払対象の2月・3月分については、未納とならないように納付書にて納付してください。

（例）「児童手当 月額 15,000 円」、「保育料 月額 10,000 円」で、4月・6月分の保育料が未納の場合

児童手当(10月支払) 8月分：15,000円 9月分：15,000円 計：30,000円	保育料未納分 4月分：10,000円 6月分：10,000円 計：20,000円	児童手当 — 未納分特別徴収 30,000円 — 20,000円
特別徴収額 20,000円 児童手当支給額 10,000円		

● 申出徴収のご案内

保護者からの申し出により、児童手当の全額または一部を未納の保育料に充てることが可能です（過年度分も含む）。希望される方は、こども1ばん課窓口で申し出てください。

※他市町村から児童手当を受給されている場合や、勤務先で児童手当を受給されている場合などは、児童手当を保育料に充てることができません。